政府資産・債務改革の基本的な方針

平成17年11月29日経済財政諮問会議

政府資産・債務改革は、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮するために、欠くことができない。今後とも、これまでの財政投融資改革による財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減の継続、売却可能な国有財産の売却促進等により、政府の資産・債務規模の圧縮を行う。特に、特別会計改革及び政策金融改革と連動させ、国のバランスシート全体の位置づけの中で積極的に推進する。また、資産・債務の管理のあり方についても、民間の視点・技法をも積極的に活用しつつ、見直しを進めるとともに分かり易い情報開示のあり方を工夫する。これにより、政府資産がスリム化され、国の財政に寄与するとともに、内在する金利変動等のリスクも軽減される。

1. 政府の資産・債務規模の縮減について

- (1) 政府資産については、真に必要な部分のみを厳選して保有する。
- (2) 政府の資産規模の対名目GDP比を、今後 10 年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭におきながら資産のスリム化を進める。
 - 注)一定の政策目的のために保有している外為資金・年金寄託金等及び売却困難な道路・河川等の公共用財産はスリム化の対象としないが、それぞれの政策目的に照らして、 資産を合理的に管理する必要がある。
- (3) 売却可能な国有財産について一層の売却促進に努める。
- (4) 明確な必要性がない剰余金・積立金については、国債残高の抑制等を 図り国民負担の軽減につなげるために活用する。

2. 資産・債務管理の課題

- (1) 時価に基づく売却収入、ならびに機会費用を考慮し、国有財産の売却 可能性を検討する。
- (2) 国有財産の証券化については、対象資産の種類とリスク分散の仕組みや国民負担軽減の観点から検討する。貸付金の証券化についても、幅広い観点からその適否を検討する。
- (3) 国有財産の管理に当たっては、民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるなど所要の制度的枠組みを整える。
- (4) 国有財産の管理処分が一層効率的に行える法改正を行う。
- (5) 民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れながら、専門家 集団としての一層の向上など公債の管理政策の一層の充実を図る。

3. 早急に対応すべき課題

(1) 国有財産の有効活用・民間活用の促進

既存庁舎等の使用について、省庁横断的な調整・監査をこれまで以上に強力に実施し、無駄な使用を解消する。一棟全体が不用となった庁舎等は、速やかに民間等に売却するとともに、一部に余剰が生じた庁舎等については、余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにする。

また、新たに庁舎等を取得する場合においては、保有と賃借のいずれが有利かを厳密に検証し、選択する。

(2) 国有財産の売却の促進

物納財産等の未利用国有地については、積極的な売却努力をする。 不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行い早期に売却 できるよう、条件整備をする。また、未利用国有地の売却までの間、民間 による暫定活用を推進する。

国有財産の高度利用・民間活用、売却促進を強力に推進するため、次期 通常国会に国有財産法等の改正案を提出する。

4. 国民への説明責任

財務省は改革の方向と具体的施策を明らかにするため、18年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する。

5. 地方における取組み

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、 改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議 しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。